特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和5年 R (2023年)

No. 15921 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆『造形デザイン』の知財判決紹介(29)

- 意匠の類否判断基準----(1)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版) …… (11)

『造形デザイン』の知財判決紹介(29)

- 意匠の類否判断基準 -

知財高判令和4年3月24日〔ヘアキャッチャー2審〕令和3年(ネ)10075号 (原審・東京地判令和3年9月7日令和2年(ワ)14629号)

> 京橋知財事務所 弁理士 梅澤 修

【事案の概要】

本件は、意匠に係る物品をヘアキャッチャーとす る意匠権(意匠登録第1620963号)を有する控訴人が、 被控訴人による被告製品の販売等が本件意匠権を侵 害すると主張して、被控訴人に対し、被告製品の販 売等の差止め等を求める事案である。原審は、被告

製品の意匠は本件意匠に類似しているとはいえない として、控訴人の請求をいずれも棄却した。これを 不服として、控訴人は、本件控訴を提起したが、原 審と同様に被告製品の意匠は本件意匠に類似しない とされ、控訴が棄却されたものである。

本判決は、最初に「類否判断の基準」として、「類否

弁理十法人

ATTORNEYS OFFICE PATENT

西 Ш 清 Ш 牛 弁理士 弁理十 1 長 尚 副所長 弁理士 坂 \Box 盂 弁理士 渡 辺 中 田 継 中 尾 慎 副所長 弁理士 康 弁理士 弁理士 水 尻 勝 久 弁理士 永 濱 亨 井 弁理十 竹 尾 由 重 弁理十 伊 水 慎 畑 希 弁理士 谷 弁理士 海

JRE梅田スクエアビル9階 〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail: post@hokutopat.com